令和７年

さいたま市議会６月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目　　　　　　次

議案第　９１　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）・・・ 1

議案第　９２　号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第　９３　号　令和７年度さいたま市一般会計補正予算（第２号）

議案第　９４　号　令和７年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　９５　号　令和７年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

議案第　９６　号　令和７年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第１号）

（議案第９３号から議案第９６号までは、別冊に掲載されております。）

議案第　９７　号　さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例の制定について・・ １２

議案第　９８　号　さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

議案第　９９　号　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １６

議案第１００号　さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・ ２０

議案第１０１号　さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について・・ ２５

議案第１０２号　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３

議案第１０３号　さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例の制定について・・ ３７

議案第１０４号　さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について……　３９
議案第１０５号　さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について……　４０
議案第１０６号　さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……　４４
議案第１０７号　東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事委託契約について……　４６
議案第１０８号　議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）……　４７
議案第１０９号　権利の放棄について……　４８
議案第１１０号　町の区域を新たに画し及び変更することについて……　４９
議案第１１１号　町の区域を新たに画することについて……　５８
議案第１１２号　市道路線の認定について……　６９
議案第１１３号　市道路線の廃止について……　７０
議案第１１４号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８４
議案第１１５号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８５
議案第１１６号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８６
議案第１１７号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８７
議案第１１８号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８８
議案第１１９号　人権擁護委員候補者の推薦について……　８９
議案第１２０号　人権擁護委員候補者の推薦について……　９０
議案第１２１号　人権擁護委員候補者の推薦について……　９１
議案第１２２号　人権擁護委員候補者の推薦について……　９２

議案第９１号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（別紙）

専決第２３号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のように専決処分する。

令和７年３月３１日

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（種別割の税率） 第９１条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、当該各号に定める額とする。 ⑴　原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額２，０００円 エ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額２，４００円	（種別割の税率） 第９１条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、当該各号に定める額とする。 ⑴　原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額２，４００円

オ　［略］	エ　［略］
⑵・⑶　［略］	⑵・⑶　［略］
（種別割の減免）	（種別割の減免）
第９６条　［略］	第９６条　［略］
２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定によって軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。	２　前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前項の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。
⑴　軽自動車等の種別	
⑵　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）	⑴　軽自動車等の所有者等の氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地）
	⑵　車両番号又は標識番号
⑶　主たる定置場	⑶　主たる定置場の位置
⑷　原動機の型式	⑷　排気量、型式、種別、用途及び形状
⑸　原動機の総排気量又は定格出力（第９１条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）	
⑹　用途	
⑺　形状	
⑻　車両番号又は標識番号	
⑼　［略］	⑸　［略］
３　［略］	３　［略］
（身体障害者等に対する種別割の減免）	（身体障害者等に対する種別割の減免）
第９７条　［略］	第９７条　［略］
２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下こ	２　前項第１号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この

の項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度において前項第１号の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。	項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前年度において前項第１号の規定により軽自動車税の減免を受けた軽自動車等について、引き続き減免すべき事由が明らかであると市長が認めたときは、当該申請書の提出があったものとみなす。
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件	⑸　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合には、その条件
⑹　［略］	⑹　［略］
３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。	
４　［略］	３　［略］
５　［略］	４　［略］
附　則	附　則
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１９条　［略］	第１９条　［略］
２～１３　［略］	２～１３　［略］
１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。	

１５　［略］ １６　［略］	１４　［略］ １５　［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第９７条の改正は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　改正後の条例第９１条第１号の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第９２号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

下記のことについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

（別紙）

専決第２４号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のように専決処分する。

令和７年３月３１日

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

（さいたま市国民健康保険税条例の一部改正）

第１条　さいたま市国民健康保険税条例（平成１４年さいたま市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課税額） 第３条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第１項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第２項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６６万円を超える場合においては、基礎課税額は、６６万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２６万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２６万円とする。 ４　［略］	（課税額） 第３条　［略］ ２　前項第１号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第１項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第２項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６５万円を超える場合においては、基礎課税額は、６５万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２４万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２４万円とする。 ４　［略］

（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和７年さいたま市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２１条の改正を次のように改める。

（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６６万円を超える場合には、６６万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２６万円を超える場合には、２６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 ⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあって	（国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２４万円を超える場合には、２４万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。 ⑴　世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあって

は、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２６，８１０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　９，４５０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　１０，２２０円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に３０万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１９，１５０円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，７５０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　７，３００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５６万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，６６０円

は、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２４，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　８，５４０円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　９，３８０円

⑵　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に２９万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　１７，５００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　６，１００円

ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　６，７００円

⑶　世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に５４万５，０００円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　基礎課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　７，０００円

イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，７００円 ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，９２０円	イ　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　国保課税被保険者１人について　２，４４０円 ウ　介護納付金課税額に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者１人について　２，６８０円
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　５，７４５円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　９，５７５円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１５，３２０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１９，１５０円	⑴　基礎課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　５，２５０円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，７５０円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１４，０００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１７，５００円
⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　２，０２５円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，３７５円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　５，４００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，７５０円	⑵　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，８３０円 イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，０５０円 ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　４，８８０円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，１００円
３・４　［略］	３・４　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第９７号

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例の制定について

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　さいたま市新庁舎の整備に伴い、財政負担の軽減、来庁者等の利便性の向上及びにぎわいの創出を目的とした事業所、商業施設、宿泊施設その他の民間機能の整備に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　事業者の選定基準の策定に関すること。

⑵　事業者の選定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による審議を終える日までの間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

（守秘義務）

第７条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９８号

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例の制定について

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　事業者の選定基準の策定に関すること。

⑵　事業者の選定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による審議を終える日までの間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

（守秘義務）

第７条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、環境局において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９９号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　［略］ （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　［略］

出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第１８条の３　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

第２条　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１８条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して

６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
２・３　［略］	２・３　［略］
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）第２２条第１項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 ⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 ⑶　さいたま市職員の育児休業等に関する条例第２２条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 ⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 ⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１８条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該

職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
２　［略］	２　［略］
第１８条の４　［略］	第１８条の３　［略］

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年１０月１日から施行する。

議案第１００号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　［略］ ⑵　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　［略］ ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認） 第１９条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第１９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員勤務時間条例第８条第１項又は教職員勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除

	く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。
２　職員勤務時間条例第１５条若しくは教職員勤務時間条例第１７条に規定する特別休暇又は職員勤務時間条例第１６条の２若しくは教職員勤務時間条例第１９条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　職員勤務時間条例第１５条若しくは教職員勤務時間条例第１７条に規定する特別休暇又は職員勤務時間条例第１６条の２若しくは教職員勤務時間条例第１９条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該範囲内で、かつ、２時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が規則で定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該範囲内で、かつ、２時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。
（第２号部分休業の承認） 第１９条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 ⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 ⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数	
（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間） 第１９条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。	

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第１９条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 ⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分 ⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間	
（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第１９条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員（職員給与条例又は教職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第１８条（教職員給与条例第１９条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、職員給与条例第２３条（教職員給与条例第２３条において準用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員（職員給与条例又は教職員給与条例の適用を受ける職員に限る。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第１８条（教職員給与条例第１９条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、職員給与条例第２３条（教職員給与条例第２３条において準用する場合を含む。）に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
（部分休業の承認の取消事由） 第２１条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第２１条　第１４条の規定は、部分休業について準用する。
（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） 第２２条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をし	

たことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第２３条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施 ⑵　育児休業に関する相談体制の整備 ⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」と	（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態

いう。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間に部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後のさいたま市職員の育児休業等に関する条例第１９条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

３　この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後のさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第２０条第２項の規定の適用については、同項中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、「１０」とあるのは「５」とする 。

議案第１０１号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成１３年さいたま市条例第６７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公示送達） 第７条　法第２０条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面をさいたま市公告式条例（平成１３年さいたま市条例第３号）別表に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	（公示送達） 第７条　法第２０条の２の規定による公示送達は、さいたま市公告式条例（平成１３年さいたま市条例第３号）別表に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
（納税証明事項） 第９条　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第９条　地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除） 第２０条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第２０条　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
（市民税の申告） 第２８条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の２第１項第３号及び第２９条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特	（市民税の申告） 第２８条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第５項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条にお

定非営利活動法人に対するものを除く。第５項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	いて「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～８　［略］	２～８　［略］
９　新たに第１４条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を市長に申告しなければならない。	９　新たに第１４条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から３０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を市長に申告しなければならない。
１０　［略］	１０　［略］
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第２９条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　扶養親族又は特定親族の氏名 ⑷　［略］	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第２９条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　扶養親族の氏名 ⑷　［略］
２～６　［略］	２～６　［略］
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第２９条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第２９条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額

金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４９条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４９条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職所得等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
⑶　扶養親族又は特定親族の氏名	⑶　扶養親族の氏名
⑷　［略］	⑷　［略］
２～５　［略］	２～５　［略］
附　則	附　則
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１８条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。	第１８条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

［略］	
法附則第１５条第３６項	［略］
法附則第１５条第３７項	［略］
法附則第１５条第４０項	［略］
法附則第１５条第４１項	［略］
［略］	

［略］	
法附則第１５条第３７項	［略］
法附則第１５条第３８項	［略］
法附則第１５条第４１項	［略］
法附則第１５条第４２項	［略］
［略］	

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）	
第３２条の３　令和８年４月１日以後に第１００条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第１００条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第１０１条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第１０２条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に	

応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第１００条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個あたりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個あたりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１０１条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第１０１条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみ

なされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの （読替規定） 第５４条　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第１５２条第２項中「又は第３３項」とあるのは、「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。	 （読替規定） 第５４条　法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第１５２条第２項中「又は第３３項」とあるのは、「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２８条第９項、第２９条の３第１項各号列記以外の部分（「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加える部分を除く。）並びに附則第１８条の２及び第５４条の改正並びに附則第４条及び第６条の規定　公布の日

⑵　第２０条、第２８条第１項ただし書、第２９条の２第１項第３号並びに第２９条の３第１項各号列記以外の部分（「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加える部分に限る。）及び同項第３号の改正並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

⑶　附則第３２条の２の次に１条を加える改正及び附則第５条の規定　令和８年４月１日

⑷　第７条及び第９条の改正並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後のさいたま市市税条例（以下「新条例」という。）第

７条の規定は、前条第４号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第２０条及び第２８条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２８条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の２第１項第３号及び第２９条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第２９条の２第１項の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下「２号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２８条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２９条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、２号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のさいたま市市税条例（以下「旧条例」という。）第２８条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２９条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第２９条の３第１項の規定は、２号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２９条の３第１項の規定による申告書について適用し、２号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２９条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第５条　次項に定めるものを除き、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第３２条の３第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、さいたま市市税条例第１００条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第１０２条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第３２条の３の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　さいたま市市税条例第１０２条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第３２条の３第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

⑵　新条例附則第３２条の３の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

第６条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第１０２号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第１８条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第２２条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　［略］ （配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職	（介護休暇） 第１８条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　［略］

員等に対する意向確認等） 第２２条　委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　委員会は、教職員に対して、当該教職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第２３条　委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　教職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 ⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ⑶　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
第２４条　［略］	第２２条　［略］
第２５条　［略］	第２３条　［略］
第２６条　［略］	第２４条　［略］

第２条　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（介護休暇） 第１８条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者	（介護休暇） 第１８条　介護休暇は、教職員が要介護者（配偶者

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第２３条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２・３　［略］

（妊娠、出産等についての申出をした教職員等に対する意向確認等）

第２２条　委員会は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３０号）第２２条第１項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした教職員（以下この項においては「申出教職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　申出教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出教職員の意向を確認するための措置

⑶　さいたま市職員の育児休業等に関する条例第２２条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出教職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出教職員の意向を確認するための措置

２　委員会は、３歳に満たない子を養育する教職員（以下この項において「対象教職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象教職員の意向を確認するための措置

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者（第２２条第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、委員会が、教育委員会規則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２・３　［略］

⑶　対象教職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象教職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象教職員の意向を確認するための措置 ３　委員会は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員等に対する意向確認等） 第２３条　委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った教職員等に対する意向確認等） 第２２条　委員会は、教職員が配偶者等が当該教職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該教職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
２　［略］	２　［略］
第２４条　［略］	第２３条　［略］
第２５条　［略］	第２４条　［略］
第２６条　［略］	第２５条　［略］
第２７条　［略］	第２６条　［略］

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年１０月１日から施行する。

議案第１０３号

さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例の制定について

さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例

（設置）

第１条　さいたま市保育所（さいたま市保育所条例（平成１３年条例第１７５号）第１条に規定するさいたま市保育所をいう。以下「保育所」という。）の民間への移管に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、事業者の選定を行う保育所ごとに設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　事業者の選定基準の策定に関すること。

⑵　事業者の選定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　市民代表者

⑶　市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による審議を終える日までの間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

（守秘義務）

第７条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、子ども未来局において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０４号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成１３年さいたま市条例第１９０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入学金及び授業料の減免及び猶予） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 ⑴　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「法」という。）第４条第１項の認定を行ったとき。 ⑵　［略］	（入学金及び授業料の減免及び猶予） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 ⑴　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号。以下「法」という。）第８条第１項の認定を行ったとき。 ⑵　［略］
（入学検定料等の不還付） 第１０条　既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 ⑴　法第４条第１項の減免を行うとき。 ⑵　［略］	（入学検定料等の不還付） 第１０条　既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 ⑴　法第８条第１項の減免を行うとき。 ⑵　［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０５号

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例

さいたま市文化会館条例（平成１３年さいたま市条例第２２０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市文化センター</td><td>［略］</td></tr><tr><td>さいたま市民会館うらわ</td><td>さいたま市浦和区高砂１丁目１０００番地</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table>
（利用時間）
第５条　会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前８時３０分から午後１０時までとする。
⑴　［略］
⑵　<u>さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。）及び</u>市民会館おおみや　午前９時から午後１０時まで

（利用の日数及び時間）
第６条　会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</td><td>（名称及び位置）
第２条　会館の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市文化センター</td><td>［略］</td></tr><tr><td colspan="2">［略］</td></tr></table>
（利用時間）
第５条　会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前８時３０分から午後１０時までとする。
⑴　［略］
⑵　市民会館おおみや　午前９時から午後１０時まで

（利用の日数及び時間）
第６条　会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</td></tr>
</table>

⑴　［略］ ⑵　市民会館うらわ ア　大ホール、小ホール、コンサートルーム、楽屋、集会室、ワークショップルーム、スタジオ及び和室　５日間 イ　展示室　１５日間 ⑶　［略］ ⑷　［略］ ２・３　［略］ 別表（第１２条、第１７条関係） １　［略］ ３　［略］ ４　［略］	⑴　［略］ ⑵　［略］ ⑶　［略］ ２・３　［略］ 別表（第１２条、第１７条関係） １　［略］ ２　［略］ ３　［略］

別表中１の表の次に次の表を加える。

２　市民会館うらわの利用料金

ア　ホール等の利用料金

施設＼時間区分		午前 午前９時～午後零時	午後 午後１時～午後５時	夜間 午後６時～午後１０時	全日 午前９時～午後１０時
大ホール	平日	17,200円	34,000円	41,200円	92,400円
	土曜日・日曜日・休日	23,200円	45,900円	55,600円	124,700円
小ホール	平日	7,380円	10,450円	10,450円	28,280円
	土曜日・日曜日・休日	9,960円	14,110円	14,110円	38,180円
コンサートルーム１	平日	5,270円	7,460円	7,460円	20,190円
	土曜日・日曜日・休日	7,110円	10,070円	10,070円	27,250円
コンサートルーム２	平日	4,920円	6,970円	6,970円	18,860円
	土曜日・日曜日・休日	6,640円	9,410円	9,410円	25,460円
楽屋１		1,710円	2,290円	2,290円	6,290円
楽屋２		710円	940円	940円	2,590円
楽屋３		510円	680円	680円	1,870円
楽屋４		440円	580円	580円	1,600円
楽屋５		260円	350円	350円	960円

イ　集会室等の利用料金

施設＼時間区分	午前 午前９時～午後零時	午後 午後１時～午後５時	夜間 午後６時～午後１０時	全日 午前９時～午後１０時

集会室１	1,870 円	4,170 円	4,170 円	10,210 円
集会室２	1,900 円	4,240 円	4,240 円	10,380 円
集会室３	1,900 円	4,240 円	4,240 円	10,380 円
集会室４	2,700 円	6,010 円	6,010 円	14,720 円
ワークショップルーム１	890 円	1,270 円	1,270 円	3,430 円
ワークショップルーム２	990 円	1,400 円	1,400 円	3,790 円
スタジオ１	560 円	790 円	790 円	2,140 円
スタジオ２	560 円	790 円	790 円	2,140 円
スタジオ３	760 円	1,080 円	1,080 円	2,920 円
スタジオ４	590 円	830 円	830 円	2,250 円
スタジオ５	830 円	1,180 円	1,180 円	3,190 円
スタジオ６	1,740 円	2,470 円	2,470 円	6,680 円
スタジオ７	1,620 円	2,300 円	2,300 円	6,220 円
和室	1,600 円	2,480 円	2,480 円	6,560 円
展示室	全日　9,450 円			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第１２条、第１７条関係） 備考 １～５　［略］ ６　市民会館うらわ又は市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が１人１回につき２，０００円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集会室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に１００分の１００を乗じて得た額を加算する。 ７　準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール、コンサートルーム又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に１００分の７０を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、Ｂの項の利用料金を適用する。 ８～１１　［略］	別表（第１２条、第１７条関係） 備考 １～５　［略］ ６　市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が１人１回につき２，０００円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集会室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に１００分の１００を乗じて得た額を加算する。 ７　準備又は練習のため施設等を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に１００分の７０を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあっては、Ｂの項の利用料金を適用する。 ８～１１　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０６号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２７７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超	（給与の減額） 第１７条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時

えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における改正後のさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第１７条第２項の規定の適用については、同項中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、「１０」とあるのは「５」とする。

議案第１０７号

東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事委託契約について

東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事について、下記のとおり委託契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８条）第２条の規定により議決を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事

２　契約の方法　随意契約

３　契約金額　８４７，７７９，５４９円

４　契約の相手方　さいたま市大宮区錦町４３４番地４
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
執行役員大宮支社長　石井　剛史

議案第１０８号

議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）

令和７年２月議会において議決を得た請負契約について（議案第６５号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「６２２，０９７，３００円」を「６４２，４６６，０００円」に変更する。

議案第１０９号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により議決を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　放棄する権利の内容　市が相手方に対して有する旧大宮区役所の地下の一部に係る行政財産の目的外使用許可に伴う施設光熱水費等負担金を請求する権利

２　相　　手　　方　さいたま市北区宮原町１丁目７３０番地
有限会社司商事
代表取締役　庄司　悦子

３　放棄する権利の額　１，２３９，３０２円

４　放　棄　の　理　由　相手方が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、消滅時効の期間が経過し債務の履行が見込めないため。

議案第１１０号

町の区域を新たに画し及び変更することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画し、及び別図１に示す区域を別図２に示すとおり変更するものとする。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

（別紙）

変　更　調　書

丸ヶ崎１丁目を画する区域

大字深作字西谷８４７、８５０、８５９、８６５の１、８６５の２、８６９、８７０の１、８７０の２、８７７の１、８７７の３から８７７の６まで、８７８の１、８７８の２、８７８の５から８７８の８まで、８８０の１、８８０の３、８８５の１、８８５の２、８９４の１、９０９、４７５２から４７５４まで、４７５５の２、４７５６、４７５７の１、大字丸ヶ崎字本村８７８の１から８７８の１７まで、８７９の１、８７９の２、８８８の２、８９０の２から８９０の９まで、８９５の２、９００、９０４の１、９０４の２、９１５の１から９１５の３まで、９１６の１から９１６の３まで、９１７の２、９２１の１から９２１の３まで、９２２の１、９２２の３、９２３、９４０の１、９４６、９５１の１、９５１の３、９６１の１、９６１の２の一部、９６２の１、９６２の２の一部、９６２の５、９６６の１から９６６の６まで、９６９の１、９６９の２の一部、９６９の３、９６９の４、９７１の１、９７１の２の一部、９７２の１から９７２の６まで、９７３、９７４の１、９７４の２の一部、９７５、９７６の１から９７６の４まで、９７７、９７８の１、９７８の２、９７９の１から９７９の８まで、９８０の１から９８０の３まで、９８１の１から９８１の３まで、９８２の１、９８２の２、９８３、９８４、９８５の１から９８５の３まで、９８６の１から９８６の９まで、９８６の１１から９８６の１５まで、９８７の１から９８７の５まで、９８８の１から９８８の１７まで、９８９から９９１まで、９９２の１、９９２の２、９９３、９９４の１から９９４の３まで、９９５、９９６、９９７の１、９９７の２、９９８の１の１、９９８の１の２、９９８の２から９９８の１０まで、９９９の１から９９９の５まで、１０００から１００４まで、１００５の１、１００５の２、１００６、１００７の１から１００７の５まで、１００８の１から１００８の１０まで、１００９の１から１００９の１１まで、１０１１の２、１０１２の１から１０１２の４まで、１０１３の１から１０１３の６まで、１０１４の１から１０１４の３まで、１０１５の１から１０１５の１７まで、１０１６の１から１０１６の５まで、１０１７の１から１０１７の６まで、１０２０の１から１０２０の

５まで、１０２１の１から１０２１の９まで、１０２２の１から１０２２の４まで、１０２３の１から１０２３の３まで、１０２４の１から１０２４の７まで、１０２５の１から１０２５の４まで、１０２６の１から１０２６の４まで、１０２７の１から１０２７の１６まで、１０２７の２０から１０２７の２７まで、１０２８の１、１０２８の２、１０２９の１から１０２９の４まで、１０３０、１０３１の１、１０３１の２、１０３２、１０３３の１から１０３３の３まで、１０３４の１から１０３４の５まで、１０３５の１から１０３５の５まで、１０３６の１から１０３６の７まで、１０３７の２、１０３７の３、１０３７の５、１０３７の６、１０３８の２から１０３８の４まで、１０３９の１から１０３９の５まで、１０４０の１、１０４０の２、１０４１の１から１０４１の１４まで、１０４２の１、１０４２の２、１０４３の１から１０４３の３まで、１０４４の１、１０４４の２、１０４５の１から１０４５の３まで、１０４６の１から１０４６の４まで、１０４７の１から１０４７の３まで、１０４８の１、１０４８の２、１０４９、１０５０、１０５１の１、１０５１の２、１０５２、１０５３の１から１０５３の７まで、１０５４の１、１０５４の２、１０５５、１０５６の１から１０５６の３まで、１０５７の１から１０５７の３まで、１０５８の１から１０５８の７まで、字合ノ谷１０５９の１、１０５９の２、１０６０の２、１０６０の３の一部、１０６０の５、１０６１の１、１０６１の２、１０６１の３の一部、１０６２の１の一部、１０６２の２の一部、１０６９の２の一部、１０６９の３、１０６９の５、１０７０の１、１０７０の２の一部、１０７０の３、１０７１の１、１０７１の２、１０７１の３の一部、１０７１の４の一部、１０７１の５、１０７１の６、１０７２から１０７４まで、字押廻１０７９の１、１０７９の２の一部、１０８０の２の一部、字合ノ谷１０８１の１、１０８１の２の一部、１０８１の３、１０８１の４、１０８２の１、１０８２の２の一部、１０８４の１、１０８４の２の一部、１０８６の１、１０８６の２の一部、１０８８の１、１０８８の２の一部、１０８８の３、１０９２の１、１０９２の２の一部、１０９２の３、１０９４の１、１０９４の２の一部、１０９４の３、１０９９の１、１０９９の２の一部、１０９９の３、字西通１１９９の１、１１９９の２、１１９９の３の一部、１１９９の４の一部、１１９９の６、１２００の１から１２００の３まで、１２０１の１から１２０１の４まで、１２０２、１２０３、１２０５の１、１２０５の２、１２０６の１、１２

０６の２、１２０７の１、１２０８の１、１２０８の２、１２０９の１、１２０９の２、１２１０の１から１２１０の３まで、１２１１の１から１２１１の３まで、１２１２、１２１３の１から１２１３の５まで、１２１４、１２１５の１から１２１５の９まで、１２１６の１、１２１６の２、１２１７の１から１２１７の６まで、１２１８の１から１２１８の７まで、１２１９の１から１２１９の３まで、１２２０、１２２１の１から１２２１の６まで、１２２２の１から１２２２の３まで、１２２２の５から１２２２の３１まで、１２２３の１、１２２３の２、１２２４の１から１２２４の３まで、１２２５の１から１２２５の５まで、１２２６の１から１２２６の４まで、１２２７、１２２８の１から１２２８の７まで、１２２９の１、１２２９の２、１２３０の１から１２３０の１４まで、１２３１の１から１２３１の２２まで、１２３２の１から１２３２の３まで、１２３２の５から１２３２の１２まで、１２３３の１から１２３３の５まで、１２３４、１２３５、１２３６の１から１２３６の３まで、１２３７の１、１２３７の２、１２３８、１２４０の１、字宮ノ下１２４１の１、１２４１の２、１２４１の７から１２４１の９まで、１２４２の３、１２５５の１、１３０６の１、１３０６の２、１３１３の１、１３１６の１から１３１６の３まで、１３１９の１、１３２０、１３２５の１、１３２５の３、１３２７の１、１３２８の１、１３２８の３、１３８５の１、１３８５の２、３１５０の２、３１５１の２、３１５６の２、３１５７の２、３１５８の２まで、３１６５の２、字合ノ谷３２５８の２、３２６１の一部、３２６２の一部、３２６３、字西通３２６４、３２６５、３２６６、字本村３２６７の１の一部、３２６８の１、３２７４の１、３２７５の１、３２７６から３２８２まで、３２８３の１、３２８３の２、３２８４の１、３２８５及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部

丸ヶ崎２丁目を画する区域

大字丸ヶ崎字本村９６１の２の一部、９６２の２の一部、９６９の２の一部、９７１の２の一部、９７４の２の一部、字合ノ谷１０６０の３の一部、１０６１の３の一部、１０６２の１の一部、１０６２の２の一部、１０６３の１から１０６３の３まで、１０６４の１、１０６４の２、１０６５の１から１０６５の３まで、１０６６の１から１０６６の３まで、１０６７の１から１０６７の３まで、１０６９の２の一部、１

０７０の２の一部、１０７１の３の一部、１０７１の４の一部、１０７６の１、１０７６の２、１０７７の１、１０７７の２、字押廻１０７９の２の一部、１０８０の１、１０８０の２の一部、字合ノ谷１０８１の２の一部、１０８２の２の一部、字押廻１０８３の１から１０８３の４まで、字合ノ谷１０８４の２の一部、１０８５の１、１０８５の２、１０８６の２の一部、１０８７の１から１０８７の３まで、１０８８の２の一部、１０９０の１から１０９０の３まで、１０９２の２の一部、１０９４の２の一部、字押廻１０９６の１から１０９６の３まで、字合ノ谷１０９７の１から１０９７の３まで、１０９８の１から１０９８の３まで、１０９９の２の一部、１１０４から１１０８まで、１１０９の１から１１０９の３まで、１１１０から１１１３まで、１１１５の１、１１１５の２、１１１６の１、１１１６の２、１１１７、１１１８、字押廻１１１９、１１２０、字合ノ谷１１２１の１から１１２１の４まで、１１２２から１１３４まで、１１３５の１から１１３５の３まで、１１３６、１１３７の１から１１３７の４まで、１１３８、１１３９の一部、１１４０の一部、１１４１の一部、１１４２の一部、１１４３から１１４９まで、１１５０の１、１１５０の２、１１５１、１１５２の１、１１５２の２、１１５３の一部、１１５４の一部、１１５５の一部、１１５６の一部、１１５７の１、１１５７の２、１１５８から１１６５まで、１１６６の１、１１６６の２、１１６７、１１６８、１１６８の２、１１６９から１１７４まで、１１７５の１から１１７５の３まで、１１７６、１１７７の１から１１７７の３まで、１１７８から１１８０まで、１１８１の１、１１８１の２、１１８２から１１８６まで、１１８７の１、１１８７の２、１１８８、字西通１１９８の７、１１９８の８、１１９９の３の一部、１１９９の４の一部、字上ノ前１５８０の１０、１６０３の２、１６０７、１６１０の１、１６１０の２、１６１１の１から１６１１の３まで、１６１３の１から１６１３の３まで、１６１４、１６１５の１から１６１５の４まで、１６１６の１から１６１６の５まで、１６１７、１６１８の１から１６１８の５まで、１６１９の１、１６１９の２の一部、１６１９の３の一部、１６２１の１の一部、１６２１の２の一部、１６２１の３の一部、１６２１の４の一部、１６２１の５の一部、１６２１の６の一部、１６２１の７の一部、１６５０の２から１６５０の６まで、１６６７の２、１６６７の３、字井川２５８２の１の一部、字上ノ前２５８７の１の一部、字井川２５８７の２の一部、２５８８の一部、字合ノ谷２５８

９の１、字押廻２５８９の２、２５８９の３、２５９０の２、２５９８の１、２５９８の２、２６１２の２、２７８３の３、２７９９、２８１３の１、２８１５、２８１６、２８１７の１、２８１７の３から２８１７の６まで、２８１９の１、２８１９の３、２８１９の４、２８２０の１、２８２０の３から２８２０の６まで、２８２１の１、２８２１の３から２８２１の５まで、２８３４の１から２８３４の３まで、２８３５の１から２８３５の３まで、２８３９の１、２８３９の３から２８３９の６まで、２８４１の１、２８４１の２、２８４２の１、２８４２の３から２８４２の５まで、２８４４の１から２８４４の３まで、２８４５の１から２８４５の４まで、２８４６から２８４９まで、２８５０の１から２８５０の３まで、２８５１から２８５３まで、２８５４の１から２８５４の４まで、２８５５、２８５６の１から２８５６の３まで、２８５７から２８６３まで、２８６４の１、２８６４の２、２８６５、２８６６の１から２８６６の５まで、２８６７の１から２８６７の４まで、２８６８から２８７０まで、２８７１の１、２８７１の２、２８７２から２８７４まで、２８７５の１、２８７５の２、２８７６の１、２８７６の２、２８７７、２８７８、２８７９の１、２８７９の２、２８８０から２８８３まで、２８８４の１から２８８４の６まで、２８８５、２８８６の１から２８８６の３まで、２８８７の１、２８８７の２、２８８８の１、２８８８の２、２８９０、２８９１の１、２８９１の２、２８９４の１、２８９４の２、２８９５の１から２８９５の３まで、２８９６の１、２８９６の２、２８９６の５、２８９７の１、２８９７の３から２８９７の７まで、２８９８の１、２８９９の１、２８９９の２、２８９９の５、２９０２の１、字上ノ前３１７２の３、３１７９の２、３１７９の３の一部、字井川３１９３の２の一部、字押廻３２４８の１、３２４８の４から３２４８の６まで、３２５３の２、３２５４、３２５５、３２５６の１から３２５６の４まで、３２５７、３２５９の１、３２５９の２、３２６０の１、字合ノ谷３２６０の２、３２６１の一部、３２６２の一部、字本村３２６７の１の一部、及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部、並びに大字丸ヶ崎字合ノ谷１１８７の１地先道路

（令和７年１月２８日調査）

変 更 前 の 区 域

別図１

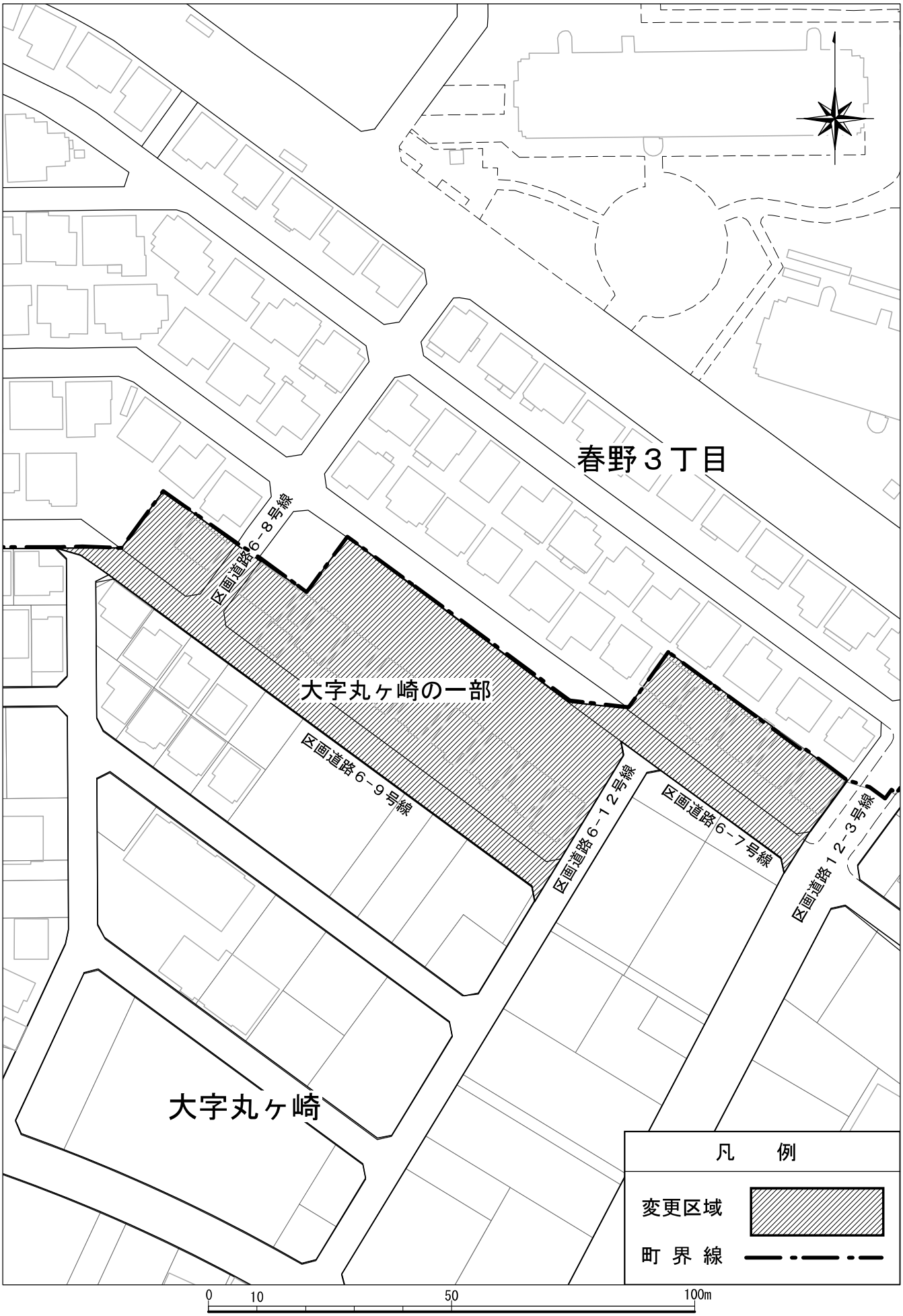
春野３丁目
区画道路６－８号線
大字丸ヶ崎の一部
区画道路６－９号線
区画道路６－１２号線
区画道路６－７号線
区画道路１２－３号線
大字丸ヶ崎
凡　例
変更区域
町 界 線
0
10
50
100m

変 更 後 の 区 域

別図２

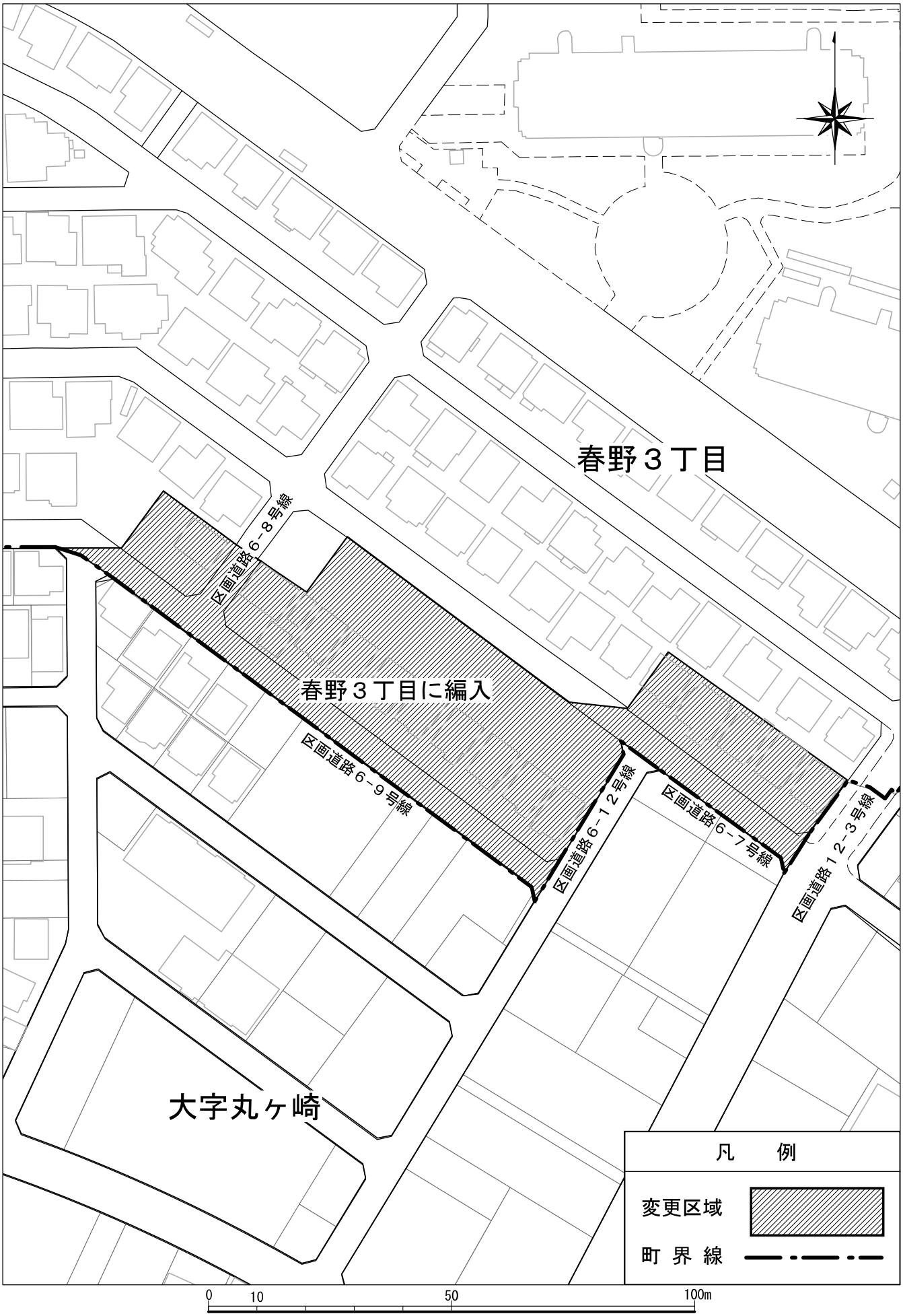
春野３丁目
区画道路６－８号線
春野３丁目に編入
区画道路６－９号線
区画道路６－１２号線
区画道路６－７号線
区画道路１２－３号線
大字丸ヶ崎
凡　例
変更区域
町 界 線
0
10
50
100m

別添

変更後の境界線の説明

町　名	区　域
春野３丁目	春野３丁目境、区画道路１２－３号線界、区画道路６－７号線、区画道路６－１２号線界、区画道路６－９号線に囲まれた区域

（令和６年１１月５日調査）

（注）　道　路…当該道路部分を含むものとする。

道路界…当該道路部分を含まないものとする。

議案第１１１号

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画するものとする。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

（別紙）

変　更　調　書

大門１丁目を画する区域

大字下野田字宿畑１から３まで、４の１、４の２、５から２４まで、２５の１から２５の８まで、２６、２７、２８の１から２８の３まで、２９から３６まで、３７の１、３７の２、３８、３９の１、３９の２、４０、４１の１から４１の４まで、４２から５０まで、５１の１、５１の２、５２、５３の１、６２の１、６３、６４、６５の１、６５の２、６６の１、１２２の１、１２２の３の一部、１２３の２、１２４の１から１２４の４まで、１２５の１から１２５の５まで、１２６の１、１２６の３の一部、１２７の２、１２７の３の一部、１４２の１の一部、１４２の２の一部、１４３の１の一部、１４３の２、１４７の１の一部、１４７の２、１４７の３の一部、１４７の４の一部、１４８の１の一部、１４８の２、１５０の１の一部、１５０の２、１５１の１の一部、１５１の２、１５１の３の一部、１６６の１の一部、１６６の３の一部、１６６の４の一部、１６７の１、１６７の２、１６８の１の一部、１６８の２、１６８の３の一部、１６９の１、１６９の２、１７０の一部、字東裏２７００の１の一部、２７００の２の一部、２７０１の１、２７０１の２、２７０２の１の一部、２７０２の２の一部、２７０２の３の一部、２７０２の４から２７０２の６まで、２７０２の８、２７０８の１の一部、２７０８の２の一部、２７０９、２７１０の１の一部、２７１０の２、２７１０の３、２７１１の一部、２７１２の２、２７１２の３、２７１２の４の一部、２７１２の５の一部、２７１３の１の一部、２７１３の７の一部、２７１３の８の一部、２７１３の１１の一部、２７１４の１から２７１４の５まで、２７１５の１から２７１５の４まで、２７１６の１の一部、２７１６の２の一部、２７１６の３の一部、２７３１の１の一部、２７３１の３の一部、２７３２の１の一部、２７３２の２、２７３２の３の一部、２７３２の４の一部、２７３３の１の一部、２７３３の２、２７３３の３の一部、２７３４の１、２７３４の２、２７３５、２７３６の１、２７３６の２、２７３７の１から２７３７の１２まで、２７３８の１から２７３８の５まで、２７３８の７、２７３８の９、２７３８の１２、２７３９、２７４０、２７４１の１、２７４１の２、２７４２の１の一部、２７４２の２の一部、２

７４３の１から２７４３の４まで、２７４３の５の一部、２７４４の１、２７４４の２の一部、２７４５、２７４６の１から２７４６の３まで、２７４６の４の一部、２７４６の５、２７４７の１から２７４７の３まで、２７４８の１から２７４８の３まで、２７４９の１から２７４９の３まで、２７５０、２７５１の１から２７５１の６まで、２７５２の１から２７５２の３まで、２７５３の１から２７５３の１２まで、２７５４の１から２７５４の４まで、２７５５の１から２７５５の６６まで、２７５８の２から２７５８の６まで、２７５９の１から２７５９の６まで、２７６０の２、２７６０の３、２７６０の５から２７６０の１９まで、２７６０の２１から２７６０の２３まで、２７６１の２から２７６１の６まで、２７６２の２から２７６２の６まで、２７６２の８から２７６２の１９まで、２７６４の２，２７６５の２、２７６６の２、２７６８の１から２７６８の８まで、２７６９の２、２７６９の３、２７７０の３から２７７０の７まで、２７７１の１から２７７１の６まで、２７７２の１から２７７２の６まで、２７７３、２７７４、２７７５の１から２７７５の８まで、２７７６の１から２７７６の３まで、２７７７、２７７８の１、２７７８の３、２７７９、２７８０、２７８１の１、２７８２、２７８３、２７８４の１、２７８５の１、２７８５の３、２７８６、２７８７、２７８８の２、２７８８の３、２７８８の５から２７８８の７まで、２７８９の３、２７８９の５から２７８９の７まで、２７８９の１０から２７８９の１３まで、２７９０の１、２７９０の３から２７９０の１２まで、２７９１の１から２７９１の１２まで、２７９２の１から２７９２の２０まで、２７９４の１、２７９４の３、２７９４の５から２７９４の１１まで、２７９４の１３、２７９４の１６、２７９４の２１から２７９４の５４まで、２７９５の１、２７９５の４から２７９５の９まで、２８００の２から２８００の４まで、２８０１の３、２８２０の２、２８２２の３、２８４３の２の一部、字宮下４０５２の１、４０６８の１、４０６９の１及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部

大門２丁目を画する区域

大字下野田字宿畑１１６の一部、１１７の２の一部、１１７の３の一部、１１７の４の一部、１２２の３の一部、１２６の２、１２６の３の一部、１２６の４、１２６の５、１２７の１、１２７の３の一部、１２７の５の一部、１２７の６、１２８の１、

１２８の２の一部、１３２の１、１３２の２の一部、１３２の３、１３３の１、１３３の３の一部、１３３の４の一部、１３３の５、１３４の１、１３６の１、１３６の２、１３７、１４１の１、１４１の２、１４２の１の一部、１４２の２の一部、１４３の１の一部、１４３の３、１４４、１４５の１から１４５の５まで、１４６、１４７の１の一部、１４７の３の一部、１４７の４の一部、１４８の１の一部、１４９、１５０の１の一部、１５１の１の一部、１５１の３の一部、１５２、１５３、１５６の１、１５６の２、１５７、１５８の１、１５８の２、１５９の１、１５９の２、１６０から１６３まで、１６４の１、１６４の３、１６５の２、１６６の１の一部、１６６の３の一部、１６６の４の一部、１６８の１の一部、１６８の３の一部、１７０の一部、１７１の１、１７１の２、１７２の２、１７３の３、１７４の２、字稲荷原１７５、１８１から１８３まで、１８４の１、１８４の２、１８５から１９２まで、１９３の１から１９３の４まで、１９４、１９５、１９６の１、１９６の２、１９７の１、１９７の２、１９８から２０８まで、２０９の１から２０９の３まで、２１０の１から２１０の３まで、２１１の１、２１２、２１３、２１４の１、２１５の１から２１５の３まで、２１６、２１７の１、２２３の１、２２４の１、２２５の１、２２７の１、２２７の２の一部、大字大門字鶴巻２４６０の１、２４６３の１の一部、２４６４の１の一部、２４６５の１の一部、２４６６の１の一部、２４６７、字東裏２４６８、２４６９の１、２４６９の２の一部、２４６９の３の一部、２４６９の４の一部、２４６９の５から２４６９の７まで、２４７０の１から２４７０の９まで、２４７１、２４７２の１から２４７２の３まで、２４７３の１、２４７３の２、２４７４、２４７６の１、２４７６の２、２４７７の１から２４７７の３まで、２４７８の１から２４７８の８まで、２４７９の１から２４７９の７まで、２４８０の１から２４８０の５まで、２４８０の８、２４８０の９、２４８１の２、２４８１の５、２４８６の４、２４８９の２、２４９２の２、２４９３の２、２４９５の２、２４９６の２、２４９７の２、２４９８の２、２５００、２５０１の２、２５０２の２、２５０３の２、２５０３の３、２５０４の１、２５０４の２、２５０５の１、２５０５の２、２５０６、２５０７の１から２５０７の４まで、２５０８の１、２５０８の２、２５０９、２５１０の１、２５１０の２、２５１１、２５１２、２５１３の１から２５１３の４まで、２５１４の１から２５１４の４まで、２５１５、２５１６の２、２

５１７の１から２５１７の５まで、２５１８、２５１９の１から２５１９の５まで、２５２０の１、２５２０の３から２５２０の８まで、２５２１の１から２５２１の６まで、２５２２の１から２５２２の３まで、２５２３の１から２５２３の５まで、２５２４の１から２５２４の７まで、２５２５の１、２５２５の２、２５２６の１から２５２６の４まで、２５２７の１から２５２７の５まで、２５２８の１、２５２８の２、２５２９の１の一部、２５２９の２の一部、２５３０の１、２５３０の３から２５３０の５まで、２５３０の６の一部、２５３１の１、２５３１の２の一部、２５３１の３の一部、２５４５の３の一部、２５４８の１の一部、２５４８の２の一部、２５４９の１の一部、２５４９の２、２５５１の１の一部、２５５１の２、２５５１の６の一部、２５５２の１、２５５２の２、２５５２の３の一部、２５５２の４の一部、２５５３の２、２５５３の５の一部、２５５３の６、２５５３の７、２５５４の１の一部、２５５４の２、２５５５の１の一部、２５５５の２、２５５６の１の一部、２５５６の２、２５５７の１の一部、２５５７の２、２５５８の１、２５５８の２、２５５８の４の一部、２５５９の１の一部、２５５９の２、２５６０の１の一部、２５６０の２、２５６１の１の一部、２５６１の２の一部、２６１５の１、２６１５の２の一部、２６１５の３の一部、２６１５の５の一部、２６１６の１の一部、２６１６の２、２６１６の３、２６１６の５から２６１６の８まで、２６１８の１の一部、２６２０の一部、２６２１の１から２６２１の３まで、２６２２、２６２３の１から２６２３の５まで、２６２４の１から２６２４の３まで、２６２５の１から２６２５の４まで、２６２６の１、２６２６の２、２６２７の１、２６２７の２、２６２８、２６２９の１から２６２９の３まで、２６３０の１から２６３０の８まで、２６３１の１から２６３１の６まで、２６３２の１から２６３２の４まで、２６３３の１から２６３３の５まで、２６３４、２６３５、２６３６の１から２６３６の６まで、２６３７の１から２６３７の７まで、２６３８の１から２６３８の１３まで、２６３９、２６４０の１から２６４０の６まで、２６４１の１、２６４１の２、２６４２の１、２６４２の３、２６４３、２６４４の１、２６４４の２の一部、２６４４の３から２６４４の８まで、２６４５の１から２６４５の１８まで、２６４６、２６４７の一部、２６４８の１から２６４８の６まで、２６４８の７の一部、２６４９の１から２６４９の３まで、２６４９の４の一部、２６５０の１から２６５０の４まで、２６５０の

５の一部、２６５１の１、２６５１の２、２６５２、２６５３の１、２６５３の２の一部、２６５３の３の一部、２６５３の４の一部、２６８５の２の一部、２６８５の４の一部、２６８５の５から２６８５の９まで、２６８６の２、２６８６の３、２６８６の７、２６８６の８、２６８７の８、２６８８の２の一部、２６８８の３、２６８８の４、２６８９の１の一部、２６８９の２、２６８９の３、２６９０、２６９１の１から２６９１の５まで、２６９２の１から２６９２の６まで、２６９２の８から２６９２の１５まで、２６９３、２６９４の１から２６９４の４まで、２６９５の１から２６９５の９まで、２６９６の１から２６９６の４まで、２６９７の１から２６９７の１０まで、２６９８の１から２６９８の３まで、２６９９の１、２６９９の２、２７００の１の一部、２７００の２の一部、２７０２の１の一部、２７０２の２の一部、２７０２の３の一部、２７０３の１から２７０３の３まで、２７０３の５、２７０４の１から２７０４の４まで、２７０４の６、２７０５の１、２７０５の２、２７０５の４から２７０５の６まで、２７０６、２７０７、２７０８の１の一部、２７０８の２の一部、２７１０の１の一部、２７１１の一部、２７１２の１、２７１２の４の一部、２７１２の５の一部、２７１２の６から２７１２の８まで、２７１３の１の一部、２７１３の２から２７１３の６まで、２７１３の７の一部、２７１３の８の一部、２７１３の９、２７１３の１０、２７１３の１１の一部、２７１３の１２、２７１６の１の一部、２７１６の２の一部、２７１６の３の一部、２７１７、２７１８、２７１９の１から２７１９の３まで、２７２０の１から２７２０の５まで、２７２１の１から２７２１の９まで、２７２２の２、２７２２の３、２７２２の５、２７２２の６、２７２３の５、２７２４の４、２７２５の２、２７２７の３、２７２８、２７２９の２、２７３０の２、２７３１の１の一部、２７３１の２、２７３１の３の一部、２７３１の４から２７３１の７まで、２７３２の１の一部、２７３２の３の一部、２７３２の４の一部、２７３３の１の一部、２７３３の３の一部、２７４２の１の一部、２７４２の２の一部、２７４３の５の一部、２７４３の６、２７４４の２の一部、２７４６の４の一部、２８４３の２の一部、２８４４の２、２８５８の２、２８５９の２の一部、５１９１の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部

大門３丁目を画する区域

大字大門字西裏１８４３の２の一部、１８４４の２、１８４４の５、１８４４の６の一部、１８４５の１、１８４５の２、１８４６の２、１８４６の６、１８４６の７、１８５４の２、１８５４の４、１８５４の５、１８５５の１、１８５５の２、１８５５の７から１８５５の９まで、１８５７の１、１８５７の５、１８５８の１、１８５８の２、１８５８の４、１８５９の１、１８５９の５、１８５９の６、１８６０の５、字鶴巻２４０３の１から２４０３の３まで、２４０３の１１、２４０３の１３から２４０３の１６まで、２４０４の１、２４０４の４、２４０４の６、２４０５の１から２４０５の５まで、２４０５の７、２４０５の８、２４０８の４、２４０８の５、２４１０の４、２４１１の１、２４１１の２、２４１１の７、２４１１の８、２４１２の１、２４１２の３から２４１２の６まで、２４１３の１から２４１３の３まで、２４１４の１、２４１４の２、２４１５、２４１６、２４１７の１、２４１７の２、２４１８の１から２４１８の３まで、２４１９の１、２４１９の２、２４２０の１、２４２０の２、２４２１の１、２４２１の２の一部、２４２１の４、２４２１の５、２４２２の１、２４２３、２４２４の１、２４２４の２、２４２５の１、２４２７の１、２４２７の４、２４２７の５、２４２８の１、２４２９、２４３０、２４３１の１、２４３２の１、２４３３、２４３４、２４３５の１、２４３５の３、２４３６の５、２４３６の６、２４４７の１、２４４８の１、２４４８の２、２４４９の１、２４４９の２、２４５０の１、２４５０の２、２４６３の１の一部、２４６３の２の一部、２４６４の１の一部、２４６４の２、２４６５の１の一部、２４６５の２、２４６６の１の一部、２４６６の２の一部、２４６６の３、字東裏２４６９の２の一部、２４６９の３の一部、２４６９の４の一部、２５２９の１の一部、２５２９の２の一部、２５３０の２、２５３０の６の一部、２５３０の７、２５３１の２の一部、２５３１の３の一部、２５３２の１から２５３２の３まで、２５３３の１から２５３３の４まで、２５３３の７、２５３３の８、２５３４の１から２５３４の３まで、２５３５の１から２５３５の４まで、２５３６の１から２５３６の５まで、２５３７の１から２５３７の７まで、２５３８、２５３９、２５４０の１から２５４０の４まで、２５４１の１から２５４１の７まで、２５４２の１、２５４２の２、２５４３の１、２５４３の２、２５４４の１から２５４４の９まで、２５４５の１、２５４５の２、２５４

５の３の一部、２５４６の１、２５４６の２、２５４７の１から２５４７の５まで、２５４８の１の一部、２５４８の２の一部、２５４８の３から２５４８の９まで、２５４９の１の一部、２５４９の８から２５４９の１０まで、２５５０の１から２５５０の３まで、２５５１の１の一部、２５５１の３から２５５１の５まで、２５５１の６の一部、２５５１の７、２５５２の３の一部、２５５２の４の一部、２５５２の５、２５５２の６、２５５３の１、２５５３の３、２５５３の４、２５５３の５の一部、２５５４の１の一部、２５５５の１の一部、２５５６の１の一部、２５５７の１の一部、２５５８の３、２５５８の４の一部、２５５９の１の一部、２５６０の１の一部、２５６１の１の一部、２５６１の２の一部、２５６２の１から２５６２の１４まで、２５６３の１、２５６３の２、２５６４の１、２５６４の２、２５６４の３の一部、２５６４の４の一部、２５６４の５の一部、２５６４の６の一部、２５６４の７から２５６４の１１まで、２５６４の１２の一部、２５６４の１３の一部、２５６５の１、２５６５の２、２５６６の１から２５６６の３まで、２５６７の１から２５６７の４まで、２５６８の１、２５６８の２、２５６８の４、２５６８の５、２５６９の１、２５６９の２、２５６９の５、２５６９の７から２５６９の９まで、２５７１の１、２５７１の３、２５７１の４、２５７２の１から２５７２の３まで、２５７３の１から２５７３の４まで、２５７４、２５７５の１、２５７５の２、２５７６の１から２５７６の４７まで、２５７７の１から２５７７の５まで、２５７８の１から２５７８の１９まで、２５７９の１から２５７９の２０まで、２５８０から２５８３まで、２５８４の１から２５８４の１１まで、２５８５の１から２５８５の５まで、２５８６の１から２５８６の９まで、２５９２の１、２５９２の２の一部、２５９２の３から２５９２の５まで、２５９３の２の一部、２５９４の１、２５９４の２の一部、２５９４の３から２５９４の６まで、２５９５の１から２５９５の９まで、２５９６、２５９７の１、２５９７の２の一部、２５９８の１、２５９８の２の一部、２５９９、２６００の１、２６００の２、２６０１の１、２６０１の２の一部、２６０１の３の一部、２６０１の４から２６０１の６まで、２６０２の１、２６０２の２の一部、２６０２の３の一部、２６０２の４、２６０２の５、２６０３の１、２６０３の２の一部、２６０４の１、２６０４の２の一部、２６０４の３、２６０４の４、２６０５の１、２６０５の２の一部、２６０５の３の一部、２６０５の４から２６０５の１２ま

で、２６０６の１から２６０６の５まで、２６０７の１、２６０７の２、２６０８の１から２６０８の３まで、２６０９、２６１０の１から２６１０の９まで、２６１１の１、２６１１の２、２６１２の１、２６１２の２、２６１３の１、２６１３の２、２６１３の４、２６１３の５、２６１４の１、２６１４の２、２６１４の５から２６１４の７まで、２６１５の２の一部、２６１５の３の一部、２６１５の４、２６１５の５の一部、２６１６の１の一部、２６１６の４、２６１７の１から２６１７の３まで、２６１８の１の一部、２６１８の２から２６１８の５まで、２６１９、２６２０の一部、２６２０の２、２６２０の３、２６４７の一部、２６４８の７の一部、２６４８の８、２６４９の４の一部、２６４９の５、２６５０の５の一部、２６５３の２の一部、２６５３の３の一部、２６５３の４の一部、２６５４の１、２６５４の２、２６５５から２６５７まで、２６５８の１から２６５８の３まで、２６５９の１、２６５９の２、２６６０の１、２６６０の２、２６６１、２６６２の１から２６６２の４まで、２６６３の１、２６６３の２、２６６４の１から２６６４の９まで、２６６５の１、２６６５の２、２６６６の１、２６６６の２の一部、２６６６の３から２６６６の９まで、２６６６の１０の一部、２６６６の１１から２６６６の２１まで、２６６７の１から２６６７の９まで、２６６８の１から２６６８の６まで、２６６８の７の一部、２６６８の８の一部、２６６８の９の一部、２６６８の１０の一部、２６６８の１１から２６６８の１５まで、２６６９の１、２６６９の３から２６６９の１０まで、２６７０の１、２６７０の３から２６７０の７まで、２６７１の１、２６７１の３、２６７２の１、２６７３の１、２６７３の３、２６７４の１、２６７４の３から２６７４の８まで、２６７５の１から２６７５の１５まで、２６７６の１、２６７６の２、２６７６の４から２６７６の７まで、２６７７、２６７８、２６７９の１、２６７９の２、２６８０の１、２６８０の２、２６８１の１、２６８１の２、２６８２、２６８４の２、２６８４の３、２６８５の１、２６８５の２の一部、２６８５の３、２６８５の４の一部、２６８８の１、２６８８の２の一部、２６８９の１の一部、２６８９の４、２８５９の２の一部、２８６１の２９、２８６２の１から２８６２の３まで、２８６３の１、２８６３の２の一部、２８６３の４、２８６４の１３から２８６４の１５まで、字鶴巻５１９０の３、５１９０の６、字東裏５１９１の一部、５１９２、５１９３の１、５１９３の２及びこれらの区域に介在する道路、水路等であ

る公有地の全部

大門４丁目を画する区域

大字大門字西裏１５９３の１１、１５９４の1から１５９４の9まで、１５９５の1から１５９５の7まで、１６１６の1から１６１６の3まで、１６１７の1、１６１７の2、１６１８の1から１６１８の4まで、１６１９の1から１６１９の8まで、１６２１の2、１６２２の2、１６２３の2、１６２５の2、１６２６の3、１６２６の4、１６２７の5、１６７６の1、１６７６の6、１６７６の9から１６７６の１３まで、１６７７の1、１６７７の3、１６７７の4、１６７７の6、１６７８の1から１６７８の6まで、１６７９の3から１６７９の5まで、１６８０の1、１６８０の3、１６８０の4、１６８０の6から１６８０の１０まで、１６８３の3、１６８４の1、１６８４の3、１６８６の1、１６８６の6から１６８６の１３まで、１６８８の1、１６８８の4から１６８８の6まで、１６８９の1、１６８９の2、１６９０の1から１６９０の3まで、１６９１の1から１６９１の5まで、１６９２の1から１６９２の3まで、１６９３の1から１６９３の１０まで、１６９４の1、１６９４の2、１６９４の4から１６９４の9まで、１６９５の1から１６９５の8まで、１６９５の１１から１６９５の１８まで、１６９６の3から１６９６の7まで、１６９７の1、１６９７の7、１６９７の8、１７００の1から１７００の4まで、１７０１の1から１７０１の4まで、１７０２、１７０４の2、１７０５の1、１７０５の2、１７０６、１７０７の1、１７０７の2、１７０８の1、１７０８の2、１７０９の1、１７０９の2、１７１０の1から１７１０の4まで、１７１１の1から１７１１の１１まで、１７１２の1から１７１２の3まで、１７１３の1から１７１３の3まで、１７１４、１７１５の1、１７１５の2、１７１６、１７１７の1から１７１７の5まで、１７１８の1から１７１８の6まで、１７１９の1から１７１９の4まで、１７２０の1から１７２０の3まで、１７２１、１７２２、１７２３の1、１７２３の2、１７２４の1から１７２４の5まで、１７２５の1、１７２５の2、１７２５の4、１７２６、１７２７、１７２８の1から１７２８の5まで、１７２９の1から１７２９の１２まで、１７３０の1から１７３０の１３まで、１７３１の1、１７３１の2、１７３２の2、１７３３の4、１７３３の5、１７３３の１０

から１７３３の１３まで、１７３４の１、１７３４の４、１７３４の１０から１７３４の１３まで、１７３５の１、１７３５の４、１７３５の６、１７３５の８から１７３５の１１まで、１７３７の１、１７３７の２０から１７３７の２５まで、１７３８の１、１７３８の２、１７３８の５、１７３８の７から１７３８の９まで、１７３９の１、１７３９の２、１７３９の５、１７４０の１、１７４０の２、１７４１の１、１７４１の５、１７４１の８、１７４１の９、１７９７の５、１７９７の６、１７９８の１から１７９８の４まで、１７９９の１、１７９９の２、１８００の１、１８００の２、１８０１の１から１８０１の４まで、１８０２の１、１８０２の２、１８０２の４、１８０３の１、１８０３の２、１８０４の１、１８０４の２、１８０５、１８０６の１から１８０６の３まで、１８０７の１、１８０７の２、１８０８の１、１８０８の２、１８０９の１、１８０９の４、１８１０の１、１８１０の６、１８１１の３、１８１１の６、１８１１の７、１８１２の３、１８１２の６、１８１２の７、１８２２の２から１８２２の７まで、１８２３の１、１８２３の２、１８２３の５、１８４２の１、１８４２の２、１８４２の５から１８４２の７まで、１８４３の１、１８４３の２の一部、１８４３の３から１８４３の７まで、１８４４の６の一部、１８４４の７、字東裏２５９２の２の一部、２５９３の２の一部、２５９４の２の一部、２５９７の２の一部、２５９８の２の一部、２６０１の２の一部、２６０１の３の一部、２６０２の２の一部、２６０２の３の一部、２６０３の２の一部、２６０４の２の一部、２６０５の２の一部、２６０５の３の一部、２６６６の２の一部、２６６６の１０の一部、２６６８の７の一部、２６６８の８の一部、２６６８の９の一部、２６６８の１０の一部、２６６９の２、２６７０の２、２６７１の２、２６７２の２、２６７３の２、２６７４の２、２８６３の２の一部、２８６３の３、２８６４の１６、字西裏５１９４の１、５１９４の２及びこれらの区域に介在する道路、水路等である公有地の全部

（令和７年１月２８日調査）

議案第１１２号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議決を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路線名	延長 m		幅員 m		起点	終点	重要な経過地
Ａ第８４０号線	64	27	4	00	さいたま市桜区大字白鍬字木畔５５１番２１地先	さいたま市桜区大字白鍬字木畔５５１番３４地先	
Ｉ第４２４号線	680	87	13 ～ 15	65 66	さいたま市緑区太田窪一丁目３８４番１地先	さいたま市緑区太田窪一丁目５０２番３地先	
Ｉ第４２５号線	282	94	13 ～ 14	92 05	さいたま市南区太田窪二丁目５０１番４地先	さいたま市南区太田窪二丁目４７０番９地先	
Ｉ第４２６号線	555	46	4 ～ 6	39 65	さいたま市緑区太田窪一丁目５番１地先	さいたま市緑区太田窪一丁目９１０番４地先	
Ｉ第４２７号線	376	68	4 ～ 4	53 57	さいたま市南区太田窪二丁目９０７番１６地先	さいたま市南区太田窪四丁目８６５番５地先	
Ｉ第４２８号線	105	50	5	00	さいたま市南区大字太田窪字不動入２２７２番２５地先	さいたま市南区大字太田窪字不動入２２７２番１６地先	
Ｊ第５０２号線	79	03	4	20	さいたま市緑区道祖土四丁目４７９番５地先	さいたま市緑区道祖土四丁目４７９番１５地先	
第８０２号線	53	71	4	00	さいたま市中央区八王子三丁目１７６３番１３地先	さいたま市中央区八王子三丁目１７６３番９地先	
１２９６３号線	119	96	4	00	さいたま市北区今羽町２４７番２３地先	さいたま市北区今羽町２４７番１６地先	
１２９６４号線	90	49	4	80	さいたま市見沼区大和田町一丁目９８１番１２地先	さいたま市見沼区大和田町一丁目９８１番１９地先	
１２９６５号線	43	53	4	00	さいたま市北区吉野町一丁目３７３番２地先	さいたま市北区吉野町一丁目３７３番４１地先	
２２６１８号線	110	10	4	20	さいたま市見沼区大字大谷字後１８５９番３８地先	さいたま市見沼区大字大谷字後１８５９番３５地先	

議案第１１３号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により議決を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路線名	延長 m		幅員 m		起点	終点	重要な経過地
Ｉ第２３５号線	988	75	13 ～ 15	65 66	さいたま市緑区太田窪一丁目３８４番１地先	さいたま市南区太田窪二丁目４７０番９地先	
Ｉ第２３７号線	957	23	4 ～ 6	39 65	さいたま市緑区太田窪一丁目５番１地先	さいたま市南区太田窪四丁目８６５番５地先	
３０７７２号線	11	87	1	82	さいたま市北区日進町三丁目１５８番地先	さいたま市北区日進町三丁目１５６番２地先	
３２０１２号線	17	80	1	83	さいたま市西区大字高木字亀田６３９番地先	さいたま市西区大字高木字亀田６４１番地先	
４１３９３号線	6	72	1	84	さいたま市西区大字飯田新田字中丸５９３番１地先	さいたま市西区大字飯田新田字中丸６１４番３地先	

凡　　例

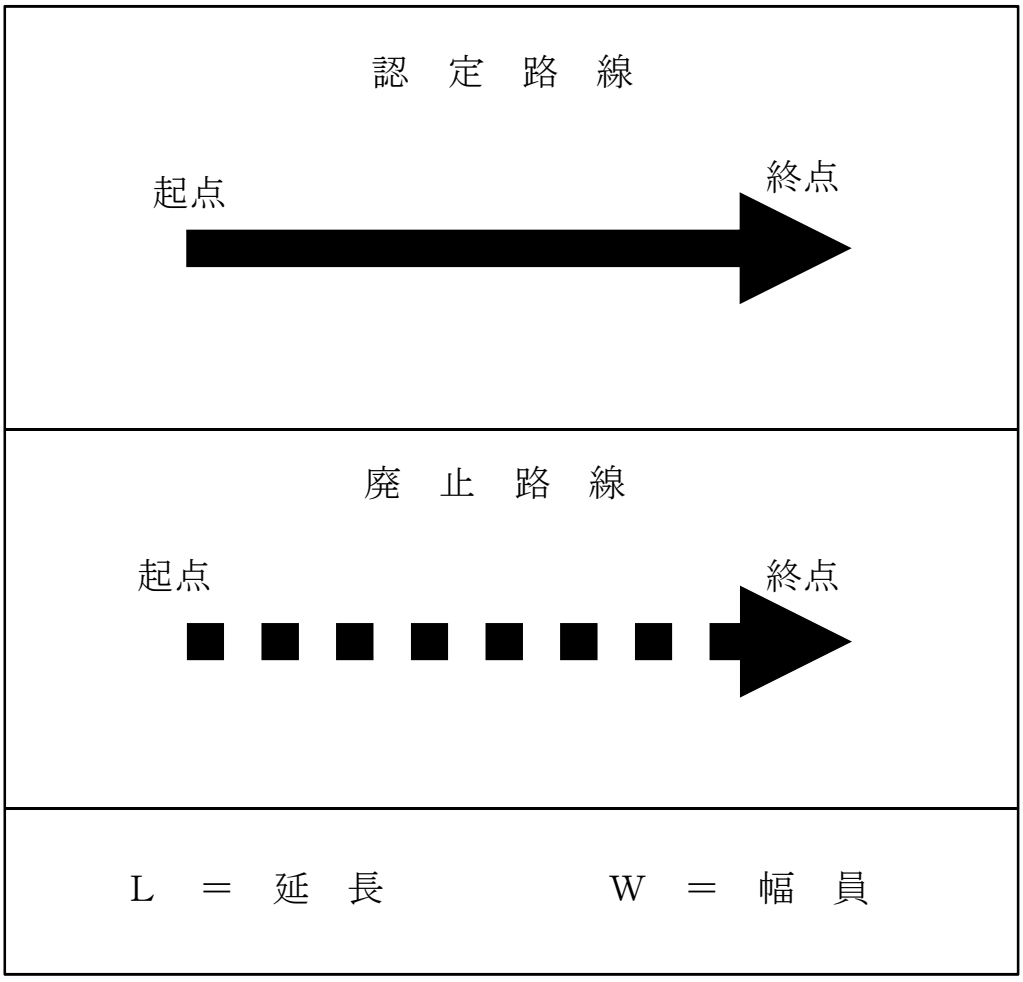

参　考　案　内　図

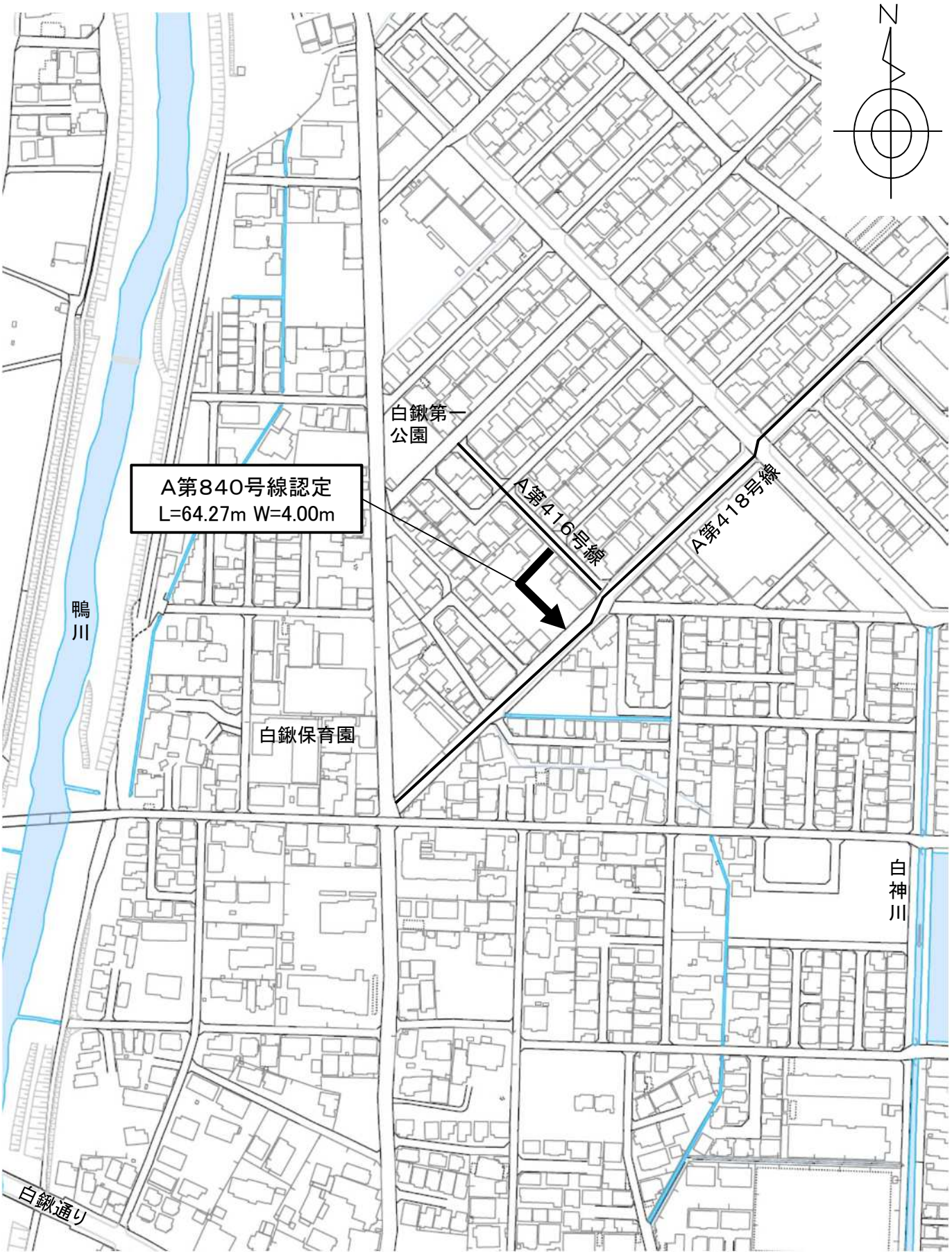
N
白鍬第一
公園
A第840号線認定
L=64.27m W=4.00m
A第416号線
A第418号線
鴨
川
白鍬保育園
白
神
川
白鍬通り

参　考　案　内　図

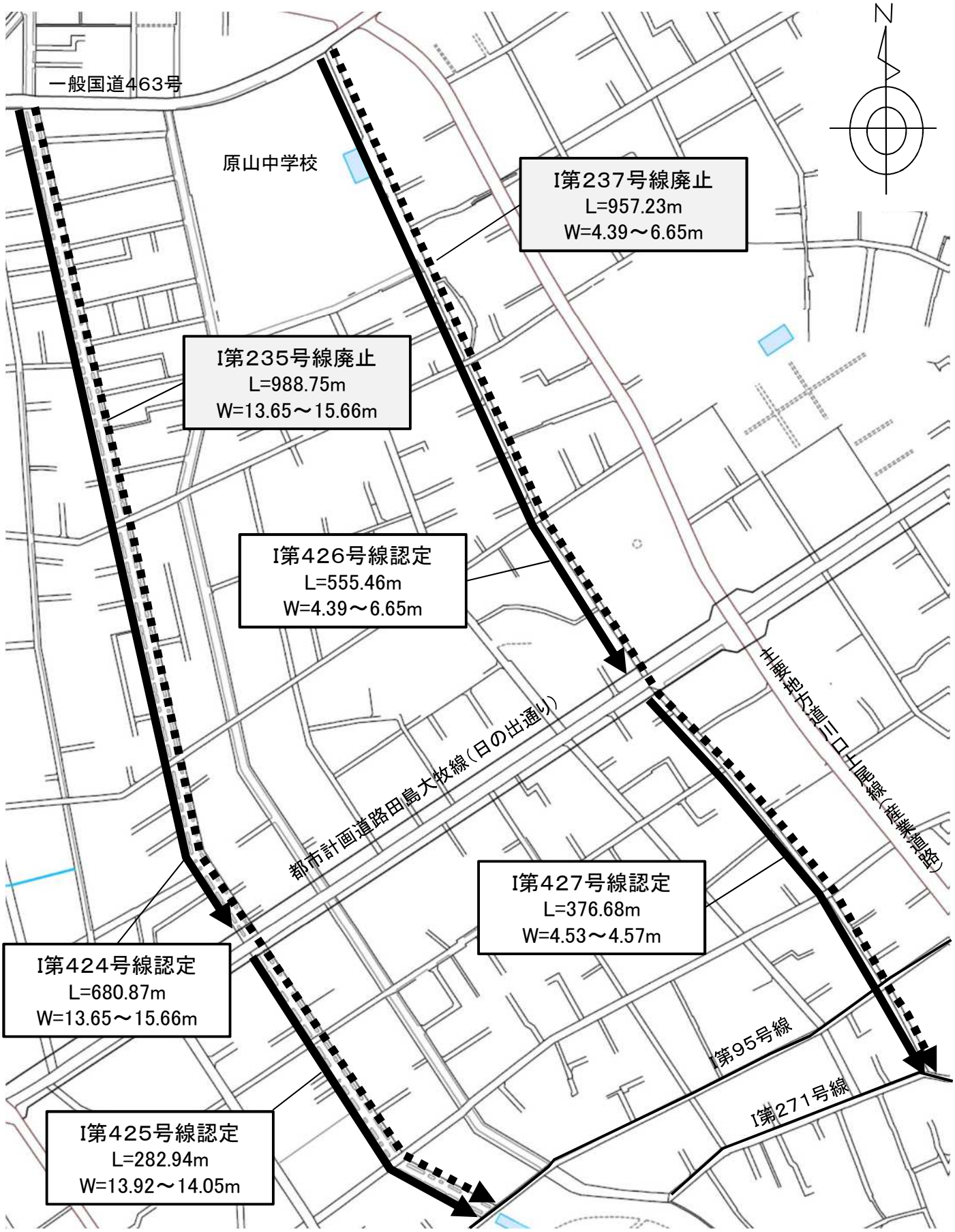
N
一般国道463号
原山中学校
I第237号線廃止
L=957.23m
W=4.39～6.65m
I第235号線廃止
L=988.75m
W=13.65～15.66m
I第426号線認定
L=555.46m
W=4.39～6.65m
主要地方道二口土尾線（産業道路）
都市計画道路田島大牧線（日の出通り）
I第427号線認定
L=376.68m
W=4.53～4.57m
I第424号線認定
L=680.68m
W=13.65～15.66m
I第95号線
I第271号線
I第425号線認定
L=282.94m
W=13.92～14.05m

参　考　案　内　図

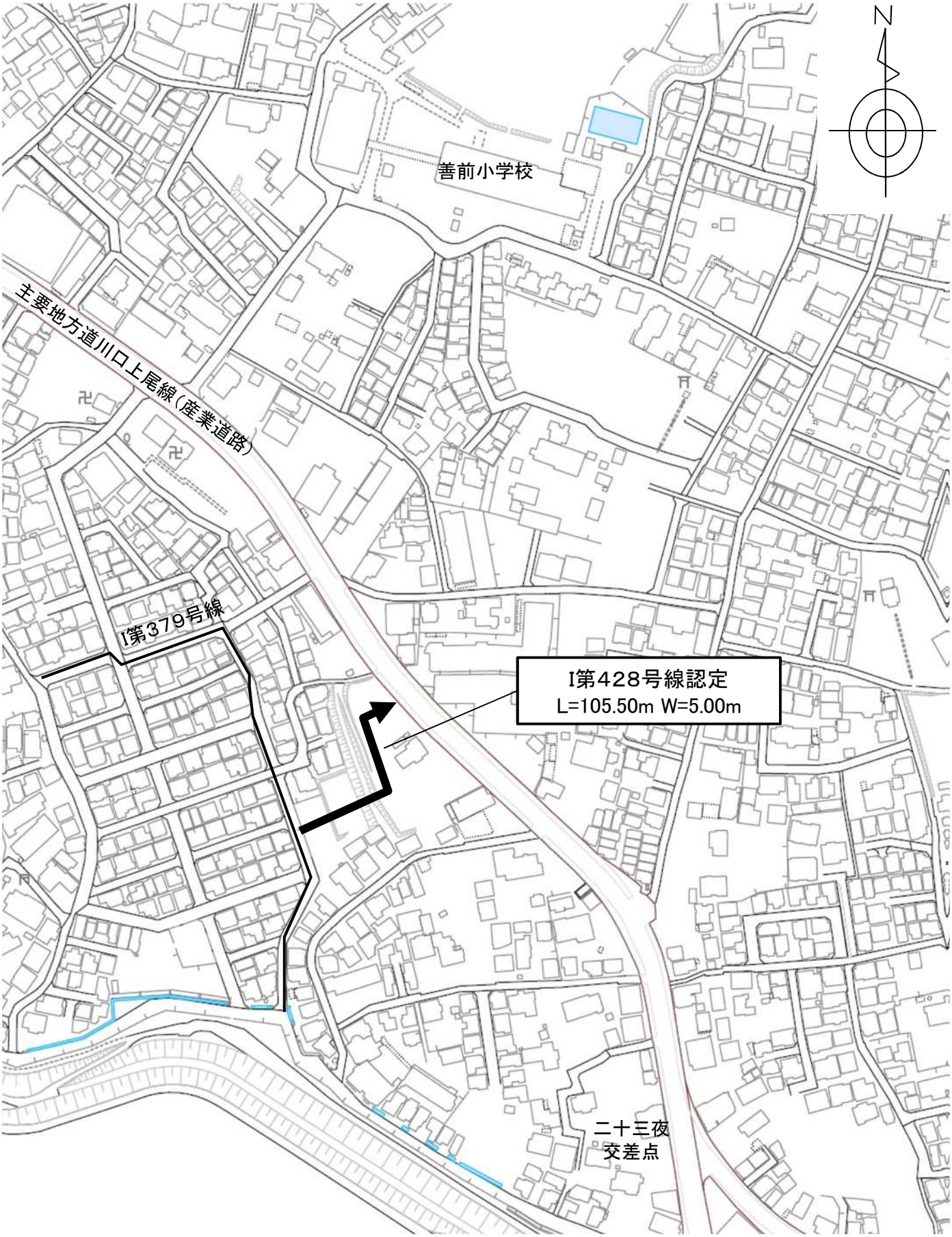
N
善前小学校
主要地方道川口上尾線（産業道路）
I第379号線
I第428号線認定
L=105.50m W=5.00m
二十三夜
交差点

参　考　案　内　図

N
J第502号線認定
L=79.03m W=4.20m
道祖土小学校
J第262号線
J第407号線
一般国道463号バイパス

参　考　案　内　図

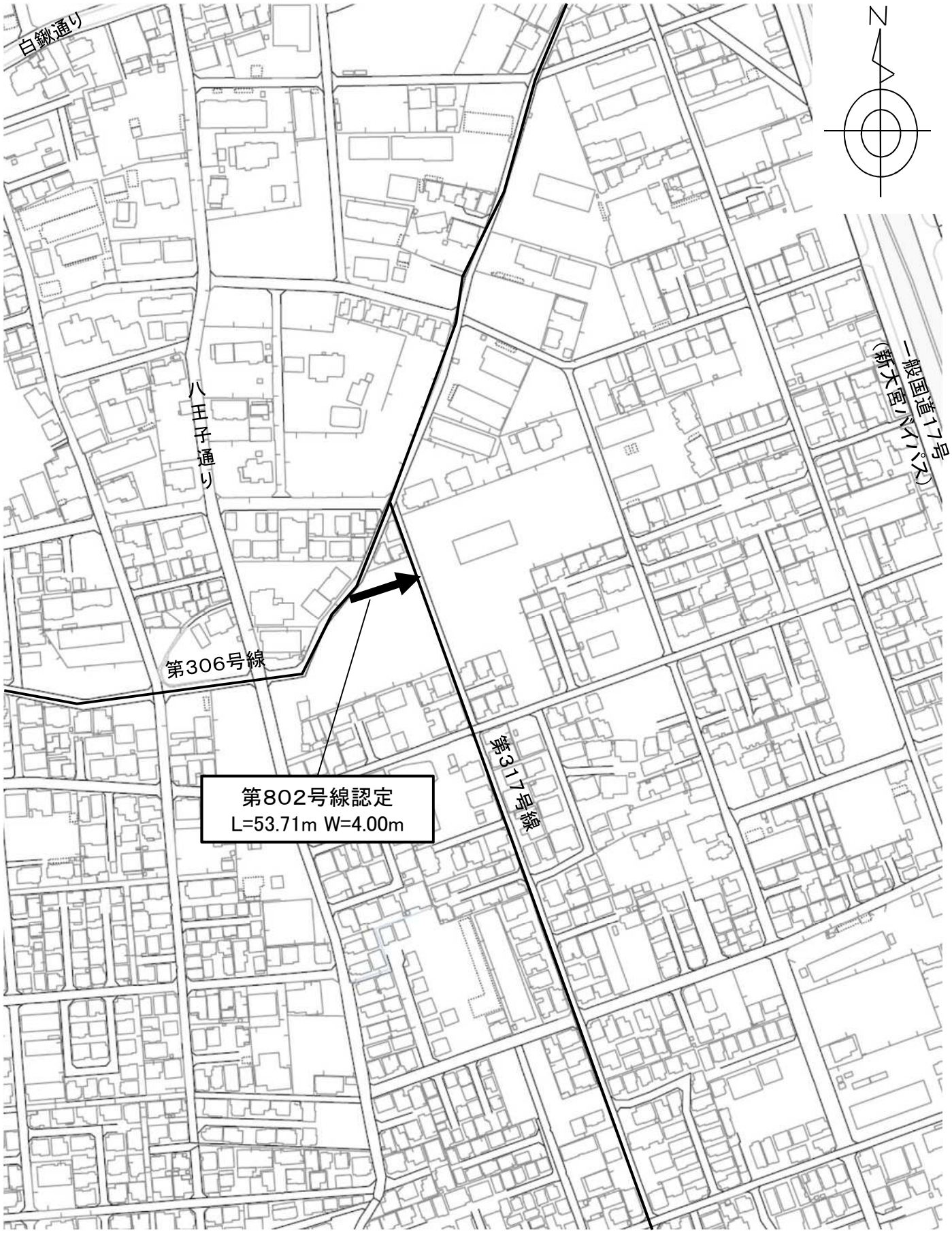

白鍬通り
八王子通り
第306号線
第317号線
一般国道17号
(新大宮バイパス)
第802号線認定
L=53.71m W=4.00m
N

参　考　案　内　図

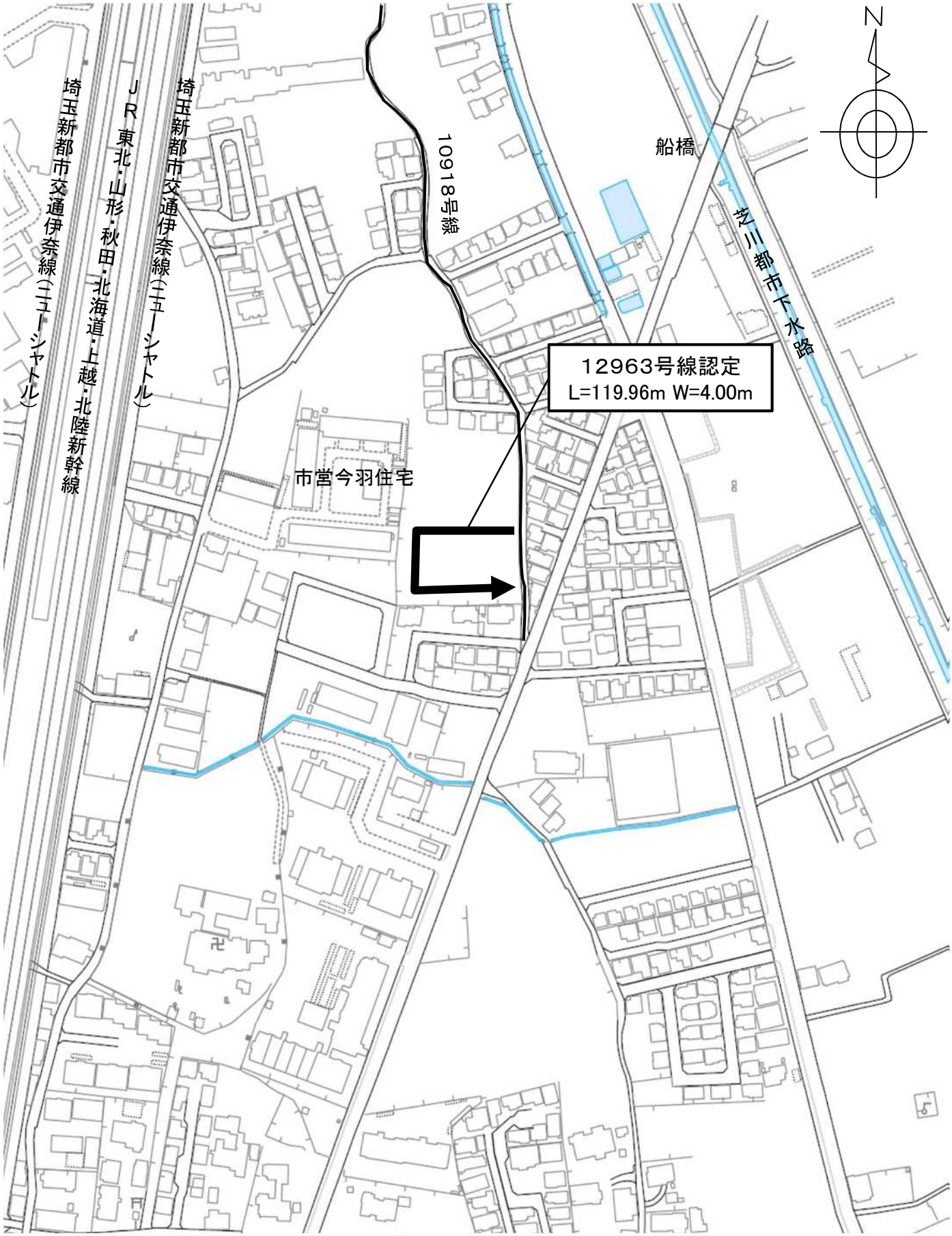
N
埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）
ＪＲ東北・山形・秋田・北海道・上越・北陸新幹線
埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）
10918号線
船橋
芝川都市下水路
12963号線認定
L=119.96m W=4.00m
市営今羽住宅

参　考　案　内　図

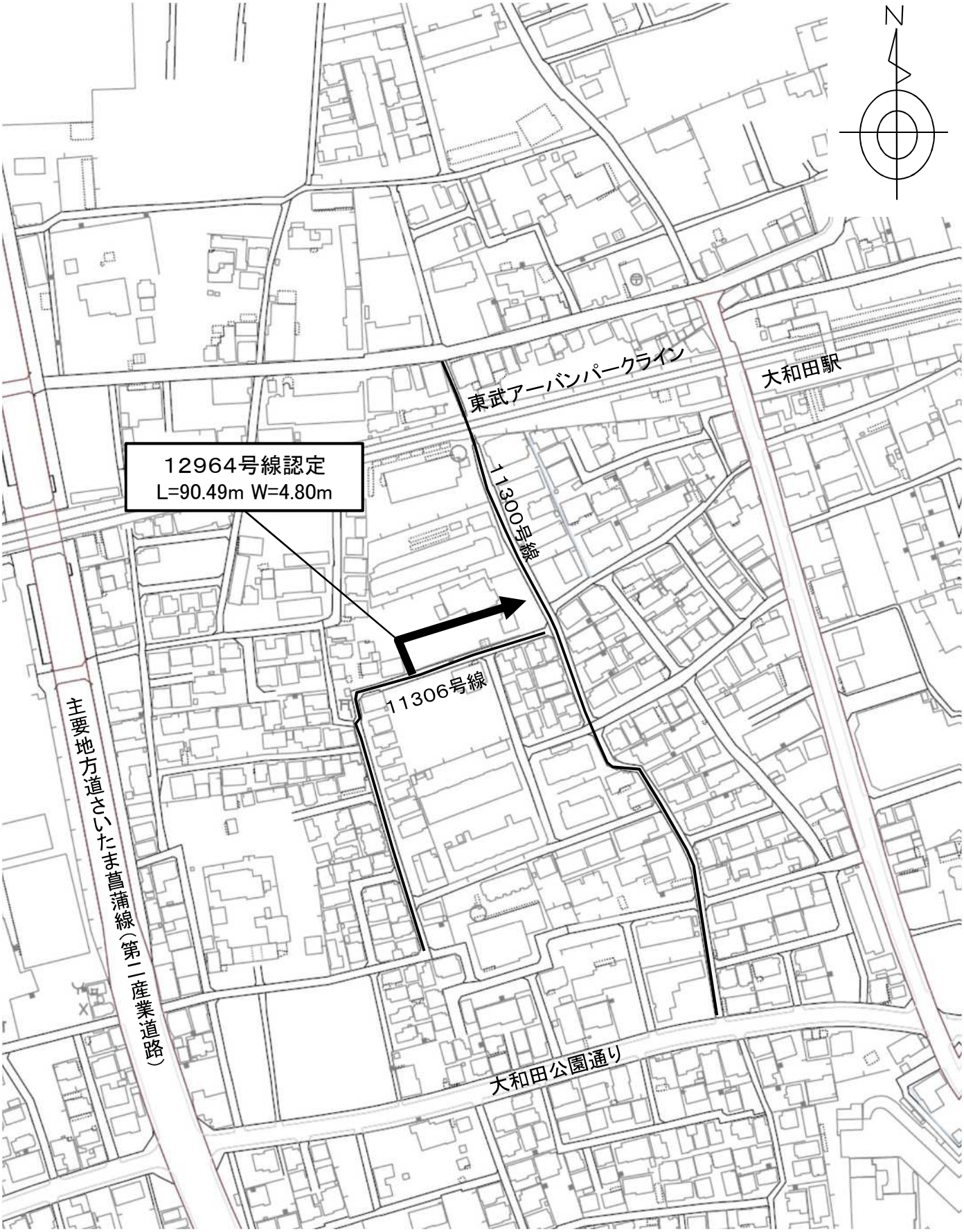
N
東武アーバンパークライン
大和田駅
12964号線認定
L=90.49m W=4.80m
11300号線
11306号線
主要地方道さいたま菖蒲線（第二産業道路）
大和田公園通り

参　考　案　内　図

N
夷屋公園
12965号線認定
L=43.53m W=4.00m
10760号線
10761号線
領家中央公園
一般国道17号
一般国道16号

参　考　案　内　図

N
県営大宮東宮下住宅
七里保育園
21511号線
21529号線
22618号線認定
L=110.10m　W=4.20m
主要地方道さいたま幸手線

参　考　案　内　図

参　考　案　内　図

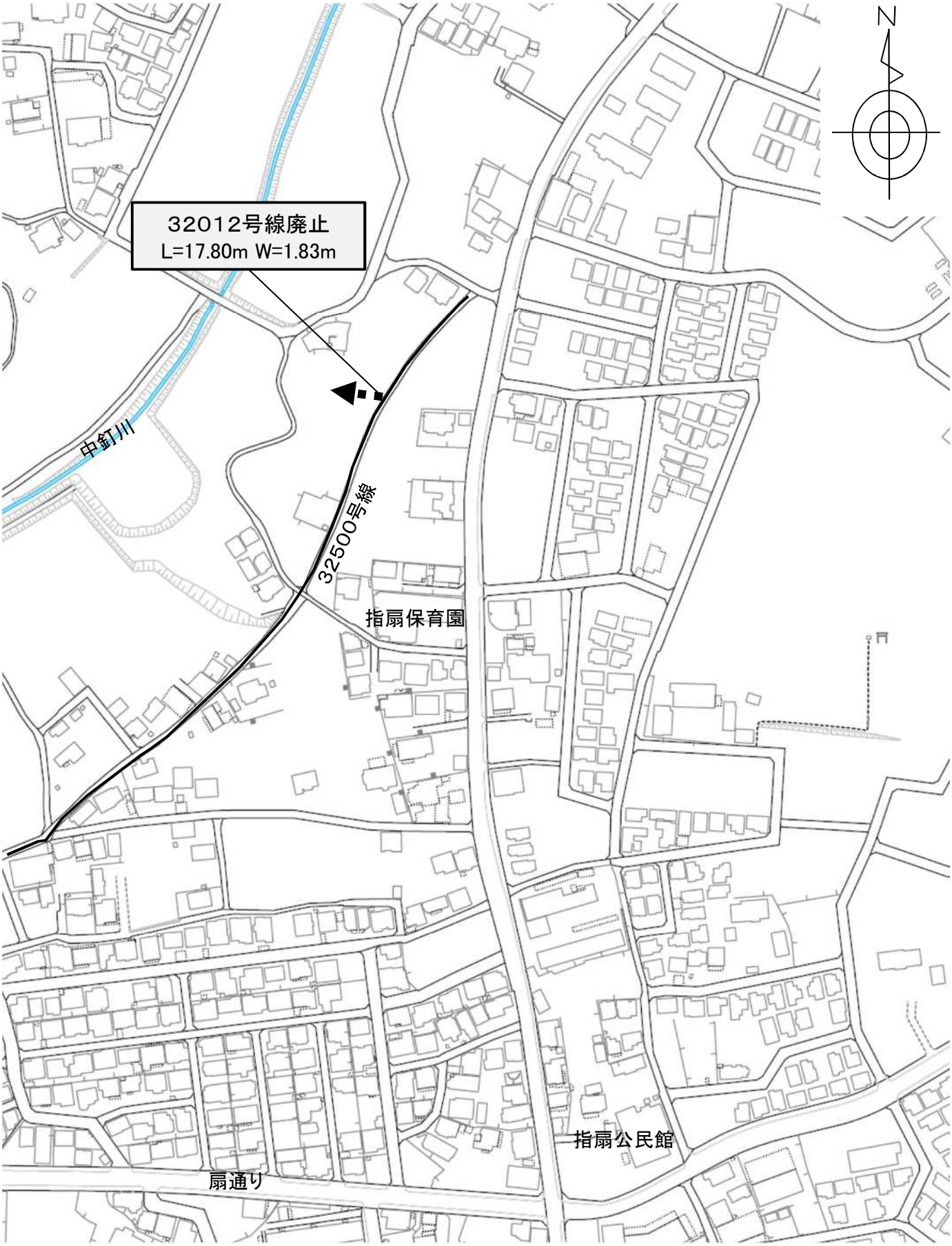

参　考　案　内　図

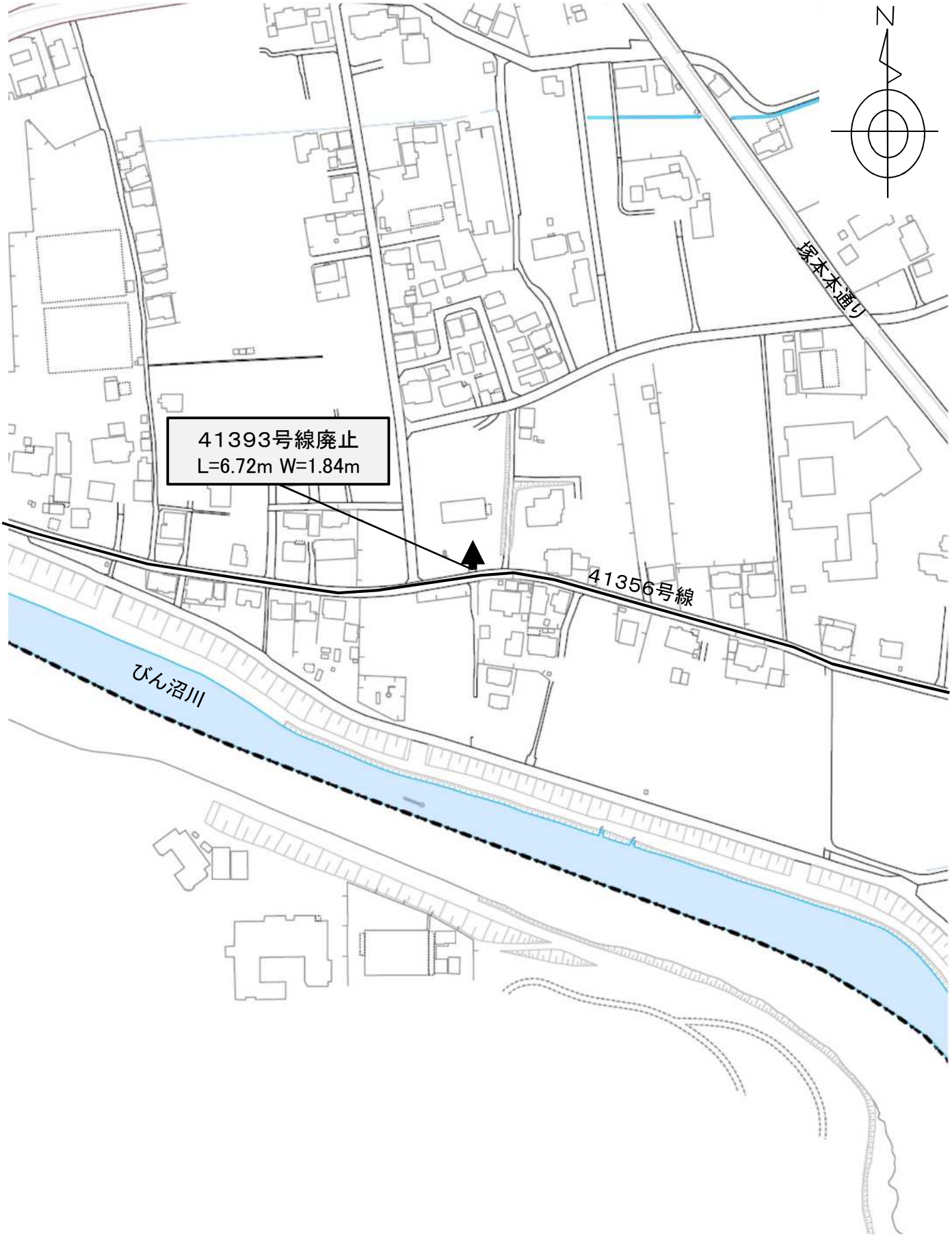

議案第１１４号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○	黒木　光子	○○○○○○○○○

議案第１１５号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	杉山　弘政	○○○○○○○○○○○

議案第１１６号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○○○○	松村　澄子	○○○○○○○○○○○○

議案第１１７号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	山中　ひとみ	○○○○○○○○○○○○

議案第１１８号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○	工藤　啓介	○○○○○○○○○○

議案第１１９号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○	西川　和利	○○○○○○○○○○

議案第１２０号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○	外園　倫生	○○○○○○○○○○

議案第１２１号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○	山﨑　紳一	○○○○○○○○○○

議案第１２２号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年６月１１日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○	渡邊　朋久	○○○○○○○○○